

令和 7 年度 上越市住宅リフォーム促進事業 (連たん家屋防火対策枠)

上越市では、災害に強いまちづくりを推進し、建物密集地における延焼火災の被害の減少を図るため、連たん家屋の防火対策工事を施工業者に発注して実施する人に対し、その経費の一部を補助します。

○補助申請受付期間

令和 7 年 5 月 13 日 (火) ～予算に達するまで

※過去に住宅リフォーム促進事業の補助を受けた住宅等についても申請可能です。

- 申請書は持参してください。(郵送での申請は受付しません。)
- ・ 受付場所：上越市役所 建築住宅課 (各総合事務所では受付しません。)
- ・ 受付時間：市役所開庁日の午前9時から午後4時まで ※左記時間以外は、受付しません。

◎申請額が予算額(1,000万円)を超えた段階で、申請受付を終了します。

<ご注意ください>

○契約は、補助金交付決定後に行ってください。(申請 → 交付決定 → 契約 → 工事着手)

※ 補助金交付決定予定日 受付日から概ね2週間後
(郵送で交付決定通知を送付します。)

○施工前・施工中・施工後の写真を忘れずに撮影し、申請時に施工前の写真、実績報告時に施工中、施工後の写真を提出してください。

※ 撮り忘れや不足があった場合、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

○事前に申請書類や要件をしっかりと確認してから申請してください。

- ・ 申請書受理後に要件を満たしていないことが判明した場合は、補助金を交付することができない場合があります。

お 問 い 合 わ せ

上越市都市整備部 建築住宅課 住宅対策係

住 所 上越市木田1-1-3 上越市役所木田第1庁舎3階 電 話 025-520-5786

1 事業の概要

補助対象者

- ① 市内の区域内に存する連たん家屋に居住し、または防火対策工事の完了後に市の区域内に存する連たん家屋に定住する人。
- ② 本市に住所を有する人（防火対策工事の完了後に本市の区域内に存する連たん家屋に定住する人を除く。）
- ③ 市税等を滞納していないこと。
- ④ 公共下水道等が供用開始されている区域にある住宅については、申請時において公共下水道か農業集落排水に接続済み、または当事業の補助対象工事で接続する、もしくは「排水設備等計画確認申請書」を市ガス水道局管路課へ提出済みであること。（ただし、連たん家屋防火対策工事のみ実施する場合はこの限りでない。）
- ⑤ 次の指定した期限までに補助事業実績報告書を提出することができること。
 - ・補助事業が完了した日から 1 か月以内
 - 【最終提出期限：令和8年2月27日（金）】
 - ※「補助事業が完了した日」とは、工事完了後に代金を支払った日をいいます。

(2) 補助対象住宅

- ① 補助対象者が所有し、かつ居住している市内の住宅等
- ② 補助対象者が所有し、定住を目的に再生する市内の空き住宅等。
 - ・上越市都市計画に定める準防火地域の区域内に存する木造の住宅であって、当該住宅の敷地境界（道路と接する境界を除く）から50センチメートル未満の距離にある住宅（附属家を除く。）が対象。
 - ・店舗、事務所又は賃貸住宅等の併用住宅について、連たん家屋防火対策枠部分の工事については店舗等部分も対象とする。また、一般枠部分の工事については補助対象者の居住部分が対象。
 - ・マンション等の集合住宅にあっては、補助対象者が専有する部分が対象。

(3) 補助対象工事

【防火対策枠】（必須）

対象工事費が4万円以上（消費税込）で4～5ページに掲げるもの。

【一般枠部分】

令和7年度上越市住宅リフォーム促進事業（一般枠）パンフレットを参照

※ 一般枠部分について、次の費用については補助対象となりません。

1 設計に要する費用

（ただし、下水道接続工事にかかる設計費は補助対象。）

2 外構工事に要する費用

（補助対象工事となっている塀・門の造り替え工事、玄関乗入れ口の舗装の新設・改修工事、玄関乗入れ口のスロープ・手すり設置工事は除く。）

3 家電製品及び家具等の購入費用

（設置に工事を伴わないもの及びエアコンの購入設置など軽微な工事で設置できるものなど。）

4 その他、補助対象として認められない費用

(4) 施工業者の条件

市内に本社を有する法人または住所を有する個人事業者に限ります。ただし、市外に本社を有する法人または個人事業者により建築された住宅等をリフォームする場合は、当該事業者も可能です。(その場合、建築したことを証明する書類または当時の確認申請の写しの提出が必要です。)

(5) 補助額

【連たん家屋防火対策】(必須)

補助対象工事に要する費用の50%とし、100万円を限度とします。

(1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。)

【一般枠部分】

補助対象工事に要する費用の20%とし、10万円を限度とします。

(1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。)

(6) 予算額

1,000万円

(7) 補助金交付決定予定日

受付日から概ね2週間後を予定

(郵送で交付決定通知を送付します。)

(8) 申請方法

申請書に必要事項を記載及び必要書類を添付のうえ、市役所木田第1庁舎3階建築住宅課に提出してください。郵送での申請は受け付けません。

また、提出いただいた申請書類等は、返却できません。

※ 詳しくは、8ページ「3 申請時の提出書類」、10ページ「4 申請から補助金入金までの流れ」をご覧ください。

！！！！ご注意ください！！！！

- 1 補助を受けようとする人は、必ず契約を行う前に申請し、補助金の交付決定を受けてから契約し工事に着手してください。交付決定前の工事契約や着手は補助事業の対象外となります。
- 2 公共下水道または農業集落排水の供用開始区域にある住宅については、申請時において、次のア～ウのいずれかに該当していることが条件となります。
 - ア 公共下水道または農業集落排水に接続済みであること。
 - イ 当事業の補助対象工事で接続すること。
 - ウ 「排水設備等計画確認申請書」をガス水道局管路課へ提出済であること。
- 3 建築基準法における改築、増築、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替で確認申請等が必要な場合には、以下の書類を申請時または工事着手前までに提出してください。
 - ア 建築基準法第6条で定めている確認申請が必要な場合、その確認済証の写し
 - イ 確認申請書の提出が必要な場合を除き建築基準法第15条第1項に定める工事届の届出が必要な場合、経由印が押印された工事届の写し

※増築の例：吹きさらしの玄関ポーチやベランダを風除室等として囲う工事

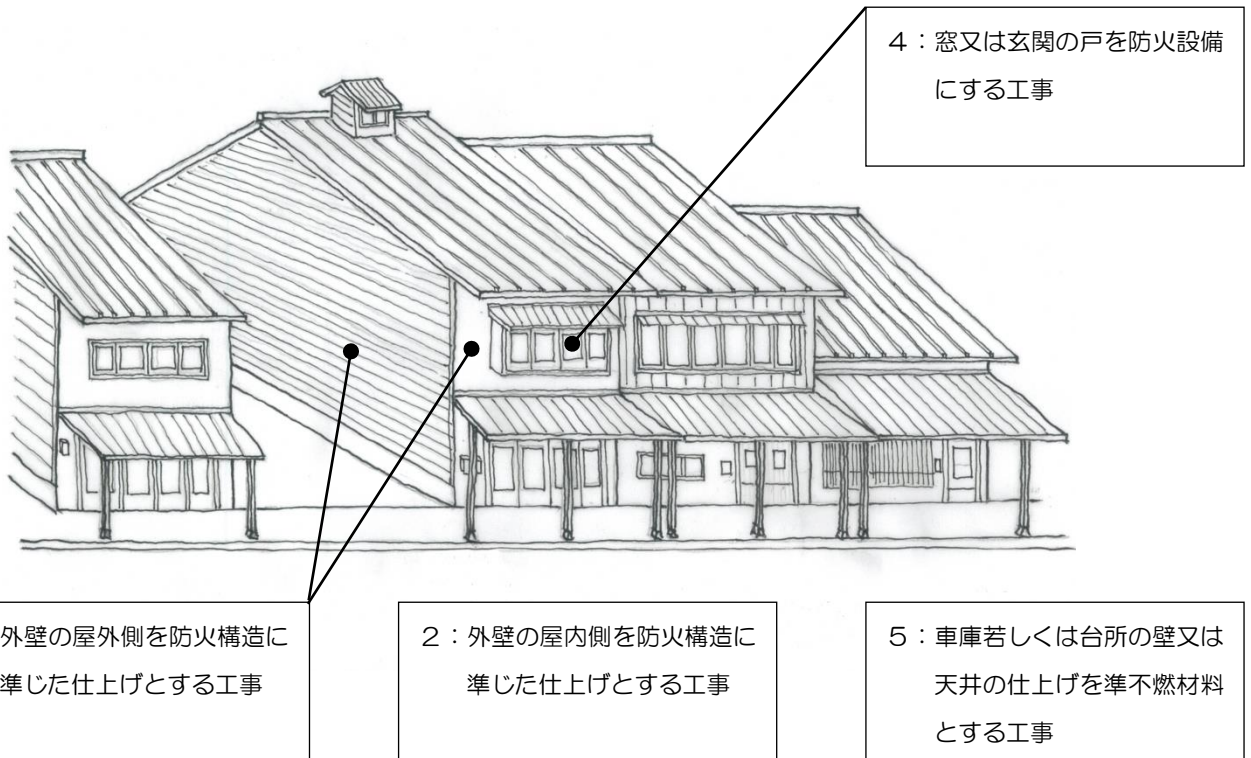
※大規模の修繕又は大規模の模様替の例：木造2階建ての住宅で、屋根全面を野地板を含め、ふき替える工事や、外壁全面を下地を含め張り替える工事
- 4 塀・門の造り替え工事をする場合は、申請時に付近見取図、配置図および構造詳細図の提出が必要となります。また、市内準防火地域に指定されている地域の場合、補助金の交付申請時または工事着手前に建築基準法第6条に定められた確認申請書の写しの提出が必要となります。
- 5 この補助金は、国や都道府県、市の他の補助制度との同一工事での併用利用はできません。
また、工事内容が別であっても「一般枠」、「子育て・若者夫婦世帯支援枠」、「空き家定住促進利活用補助金」、「定住促進生家等利活用補助金」との併用利用はできません。
- 6 工事完了後の補助金実績報告時において、施工前、施工中、施工後の写真の撮り忘れや、添付資料に不足があると、補助金交付決定を取り消す場合があります。
 - ※ 写真は、工事種別ごと・施工箇所ごとに撮影し提出してください。

なお、写真内又は写真を貼り付けた用紙の余白に、撮影日を記入してください。

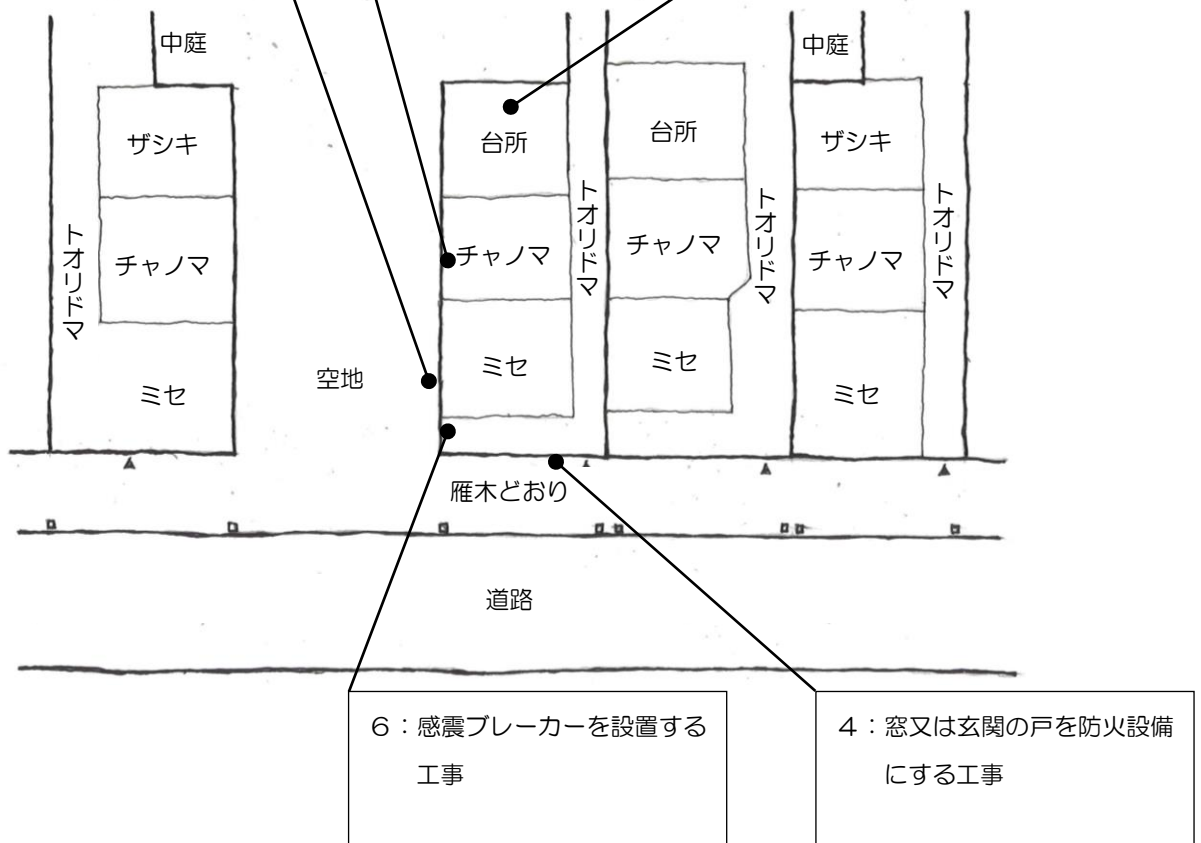
2 主な補助対象工事

連たん家屋防火対策枠の例

■立面パース



■配置・平面図



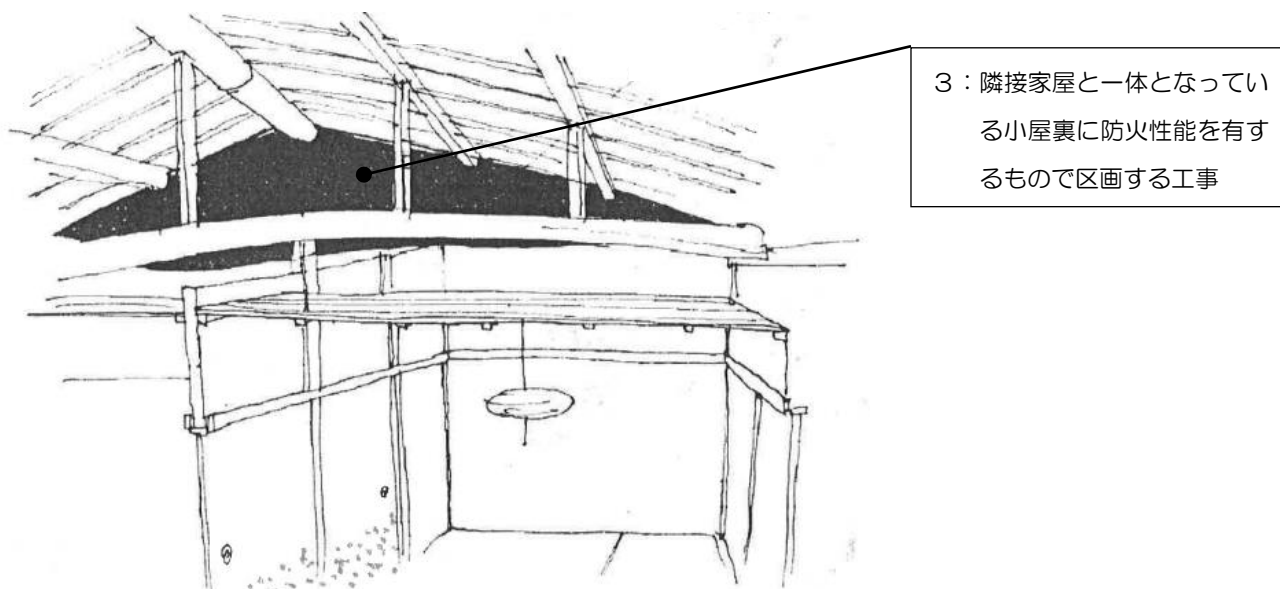


表 主な補助対象工事一覧（連たん家屋防火対策枠）

	項目	具体例
1	外壁の屋外側を防火構造に準じた仕上げとする工事	・12 mm以上のせっこうボード+金属板 ・20 mm以上の鋼網モルタル塗 ・大臣認定品（PC）・・・窯業系サイディング、金属系サイディング ※防火構造の屋外側仕様に該当するもの
2	外壁の屋内側を防火構造に準じた仕上げとする工事	・9.5 mm以上のせっこうボード ※防火構造の屋内側仕様に該当するもの
3	隣接家屋と一体となっている小屋裏に防火性能を有するもので区画する工事	・不燃シート（大臣認定品 NM） ・「外壁の屋内側の防火措置」と同様のもの
4	窓又は玄関の戸を防火設備にする工事	・大臣認定品（EB）・・・網入りガラス+アルミ枠 ・防火シャッター（鉄板 0.8 mm以上）など ※防火設備に該当するもの
5	車庫若しくは台所の壁又は天井の仕上げを準不燃材料とする工事	・9 mm以上のせっこうボード ・大臣認定品（QM）・・・上記ボード+仕上クロスなど ※準不燃材料に該当するもの
6	感震ブレーカーを設置する工事	・感震ブレーカーの設置

上越市都市計画に定める準防火地域

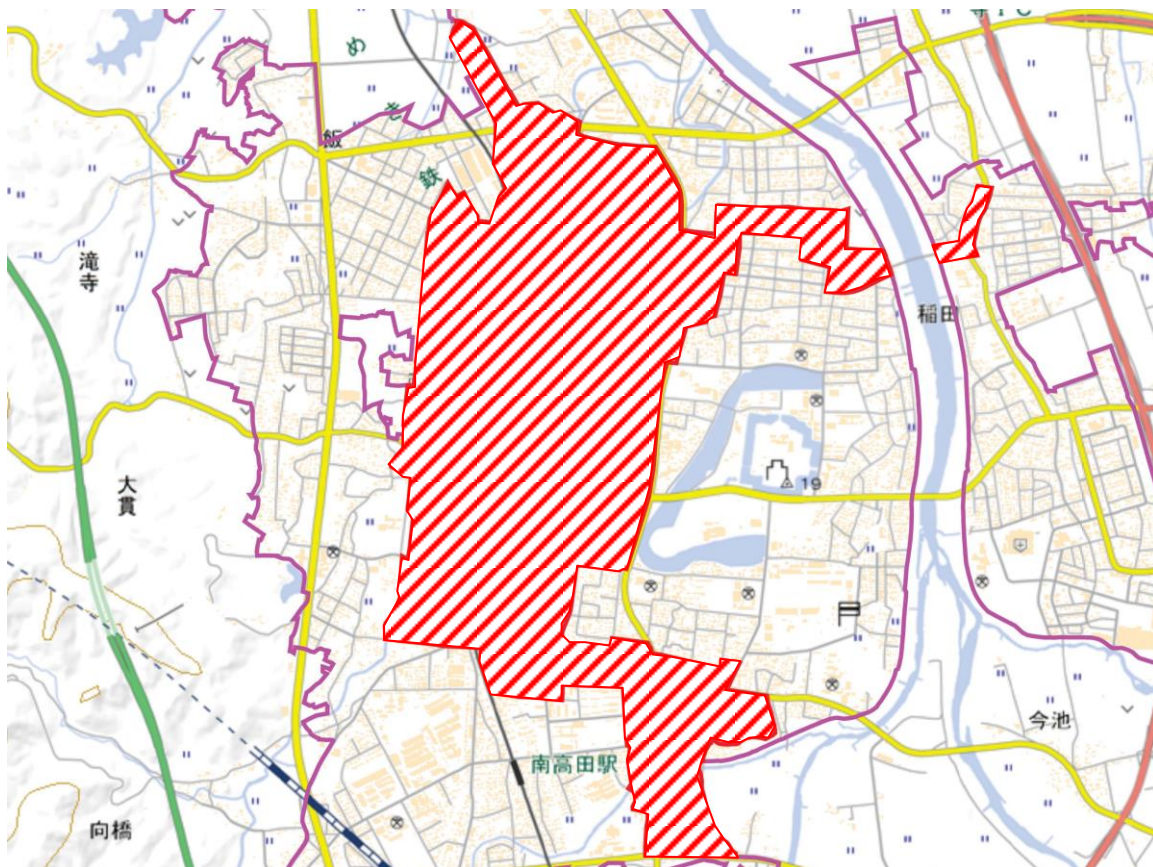
凡例：  準防火地域を示す



直江津エリア



春日山エリア



高田エリア



柿崎エリア

詳細はお問合せください。

3 申請時の提出書類

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 同意書
- (3) 事業計画書
- (4) 固定資産税・都市計画税納税通知書の写しなどリフォームする住宅等の所有者が分かる書類

次の①～③のいずれかの書類を提出してください。

- ① 令和7年度固定資産税・都市計画税納税通知書の写し
⇒「**表紙**」及び**今回リフォームする住宅等が記載されている「課税明細書」部分の写し**
※ 車庫など附属家のリフォームを補助対象工事とする場合は、次の全ての写しが必要です。
 - ・ リフォームする附属家が記載されている納税通知書の「表紙」及びその附属家の「課税明細書」部分の写し。
 - ・ 居住している住宅が記載されている納税通知書の「表紙」及びその住宅の「課税明細書」部分の写し。（9ページ参考）

- ② 資産証明書（有料）
税務課・南北出張所・各総合事務所の窓口で、「家屋分」の資産証明書の交付申請をしてください。令和7年度に発行されたものに限りです。
※ 居住している住宅と工事する附属家の所有者名義が異なる場合は、それぞれ必要。

- ③ 登記事項証明書（登記簿謄本）（法務局にて有料）
対象住宅の所在地・所有者が分かるもので、令和7年度に発行されたものに限りです。
※ 対象住宅の購入後で間がなく、上記の書類に所有者が反映されない場合は、家屋の売買契約書の写しを提出してください。

(5) 工事見積書の写し

工事見積書の作成においては、下記に留意して作成してください。

- ・ 補助対象工事と対象外工事を分けて作成してください。
- ・ 補助対象工事の内、連たん家屋防火対策枠、一般枠の工事を分けて作成してください。
- ・ 連たん家屋防火対策枠の工事は、詳細な防火等の仕様を記載してください。

(6) 補助対象工事の内容や箇所が分かる写真や図面等

【共通】

- ・ 申請部分の工事着手前写真

【防火対策枠】

- ・ 防火対策工事の内容（仕様、大臣認定番号等）が確認できる図面等
- ・ 連たん家屋が確認できる写真
（家屋の正面写真。隣地境界と家屋が接していない場合はその距離を明示すること。）
※必要に応じ、現地確認を行う場合があります。

【一般枠部分】

- ・ 上越市住宅リフォーム促進事業（一般枠）のパンフレットを参照

- ・ 増築や大規模の模様替等で、3ページの3に該当する場合は、必要な書類の提出。
- ・ 空き住宅を再生する場合は、「工事完了後定住することの誓約書」の提出。
- ・ 市外本社の業者による工事の場合は、「建築したことを証明する書類」等の提出。
- ・ 対象住宅の申請者と所有者が異なる場合は、「住民票」または「戸籍抄本」の提出。

< 参考 >

次の①と②のページの写しを提出してください。

943-0805

太字枠内の口座情報・納付額・課税標準額は見えないよう、ぬりつぶして提出することは可能です。

上越市

上越市長

下記の金額をそれぞれの期票までに納めてください。

住所コード	納税者コード
口座振替 金 額 欄 間 名 [Redacted]	口座種別 [Redacted] 口座番号 [Redacted]

期 別	全 期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
納 期 限	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
黒別納付書	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

区分	固定資産税課税標準額	都市計画税課税標準額
土 地	[Redacted]	[Redacted]
家 屋	[Redacted]	[Redacted]
償却資産	[Redacted]	[Redacted]
合 計	[Redacted]	[Redacted]

税 額	固 定 資 産 税	
	都 市 計 画 税	[Redacted]
	経 済 税	[Redacted]
	土 地 税	[Redacted]
	家 屋 税	[Redacted]
マンション敷地税額	固定資産税 都市計画税 年 税 額	[Redacted]

④ 配達の取扱、納付場所等については裏面以降に記載してあります。よくお読みください。

固定資産(土地・家屋)課税明細書

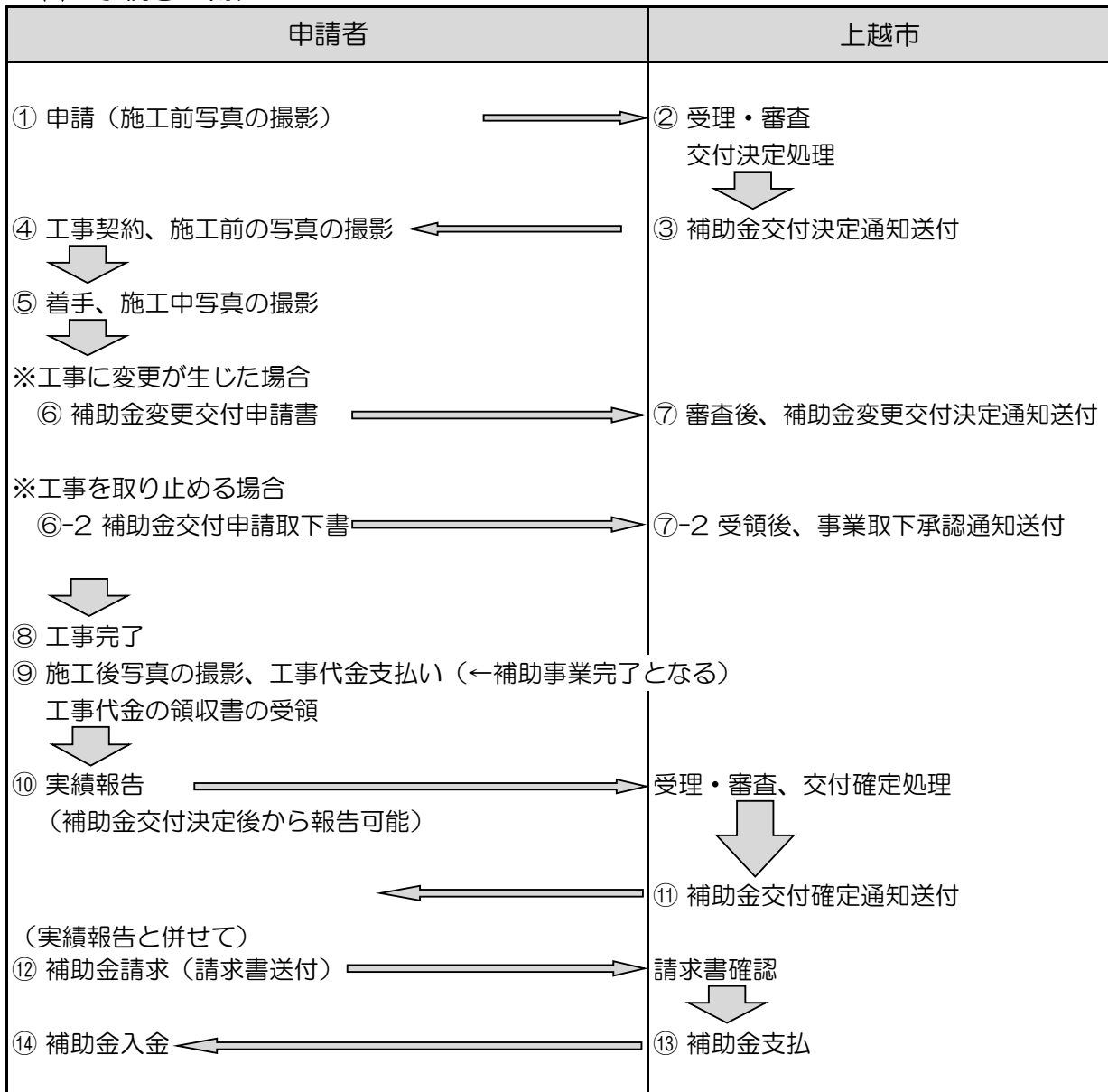
	① 所在地	② 名称	③ 所在部署	④ 用途区分	⑤ 評価額(円)	⑥ 軽減税率(円)
	⑦ 家屋(建物)番号 建築年 ⑧ 地目・構造	⑨ 住宅用地、用途	⑩ 地積・床面積(m ²)	非特定資産用(土地) 新築等増価率適用(内) 非特定資産用(土地) 新築等減価率適用(内)	非特定資産用(内) 税相当地積(P) 非特定資産用(内) 税相当地積(P)	⑪ 税相当額(円) 備考
土地		住宅用地				
家屋		専用住宅				
家屋		附属家				

■ご注意

- ※リフォームする住宅が附属家の場合、居住している専用住宅が載っている課税明細部分の写しも必要です。
- ※リフォームする住宅が附属家の場合で、かつ附属家の所有者が今回申請する人でない場合は、その附属家を所有している人の納税通知書の「表紙」及び附属家の「課税明細部分」の写しも必要です。

4 申請から補助金入金までの流れ

(1) 手続きの流れ



■補足説明

- ①：必要事項を記入のうえ、8ページの「3 申請時の提出書類」を提出してください。
- ④：工事契約は、交付決定後です。
- ⑤：施工中、施工後の写真の撮り忘れにご注意ください。実績報告時に提出がない場合、交付決定を取り消す場合があります。
- ⑩：実績報告は、⑨の補助事業完了から1か月以内に提出してください。
【最終提出期限：令和8年2月27日（金）】
- ⑫：補助金の振込先口座は、申請者名義の金融機関口座に限ります。
- ⑬：補助金は市から申請者（施主）に支払います。

(2) 工事に変更が生じた場合

⇒補助金変更交付申請書の提出

- ① 提出が必要な人：①申請した工事の施工業者や申請者を変更する場合。
②工事内容が大きく変更する場合。
 - ② 提出時期：変更する前に速やかに提出してください。
 - ③ 提出先：上越市役所建築住宅課
 - ④ 提出書類：ア 補助金変更交付申請書
イ 変更後の見積書の写し及び図面等
- ※ 工事費が減額となった場合、補助金額は変更交付申請額に基づいて減額します。
※ 工事費が増額となっても、補助金額は当初の補助金交付決定額から増額しません。

(3) 工事を取り止める場合

⇒補助金交付申請取下書の提出

- ① 提出時期：取り止めることが決まったら速やかに
- ② 提出先：上越市役所建築住宅課
- ③ 提出書類：補助金交付申請取下書

(4) 工事が完了し、工事代金の支払いが終了した場合

⇒補助事業実績報告書の提出

- ① 提出期限：工事代金を支払ってから1か月以内。【最終提出期限：令和8年2月27日（金）】
- ② 提出先：上越市役所建築住宅課
- ③ 提出書類：ア 補助事業実績報告書
イ 工事請負契約書（工事注文書と注文請書でも可）（※1）の写し
（変更契約した場合は、変更後または追加工事分の契約書の写しも必要）
ウ 工事施工前（一般枠も申請の場合）、施工中及び施工後の写真（※2）
エ 工事代金の領収書（※1）の写し
オ 変更後の見積書の写し
（工事費に増減があった方で、「補助金変更交付申請」をしていない場合、
提出必要（値引きのみの減額は不要））
カ 確認済証または工事届の写し（増築等の場合必要）
キ 補助金請求書

※1 契約書・注文請書・領収書には、印紙税法で定められている工事請負金額及び領収金額に
応じた収入印紙が貼ってあること。

※2 現像した写真は、用紙に貼り付け、撮影日を記入してください。
施工前の写真は工事着手の概ね1か月以内のものとしてください。

(5) その他

- ① 事業完了後、工事内容によっては現場を確認させていただく場合があります。
- ② 補助金の交付決定を受けた方が、虚偽その他の不正により補助金の交付を受けたとき、
または交付決定に付した条件に反したときは、補助金の交付決定を取り消すこともあります。
なお、既に補助金が支払い済みである場合は、補助金の返還を求めます。

ご質問にお答えします。



＜補助対象者＞	
Q 1 申請者は誰になりますか？	A 1 市内の区域内に存する連たん家屋（Q2 参照）に住民票を置き居住し及び所有し、または防火対策工事の完了後に市の区域内に存する連たん家屋に定住する人が対象となります。
＜補助対象住宅＞	
Q 2 連たん家屋とはどのような家屋ですか？	A 2 上越市都市計画に定める準防火地域の区域内に存する木造の住宅であり、当該住宅の敷地境界（道路と接する境界を除く）から50センチメートル未満の距離にある住宅です（附属家を除く。）。
＜補助対象工事＞	
Q 3 感震ブレーカーとはどんなものですか？	A 3 地震の揺れを感知してブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に遮断する機器です。電気火災の防止に有効なため、一般家庭への設置が推奨されています。
＜申請時の提出書類＞	
Q 4 工事施工前の写真は必要ですか？	A 4 事業計画書や見積書に記載されている防火対策工事が未着手であることを確認するために必要であり、工事施工箇所ごとに撮影してください。
問い合わせ先：建築住宅課 住宅対策係 T E L : 025-520-5786	

上越市住宅リフォーム促進事業補助金（連たん家屋防火対策）交付申請書

次のとおり交付くださるよう申請します。

令和 年 月 日

(宛先)上越市長

申請者	住所	〒			
	(ふりがな) 氏名又は名称				
	電話番号				
補助事業の 目的及び内容		居住環境の向上を図るため住宅のリフォーム工事を行うもの			
	収入		支出		
	区分	金額	区分	金額	説明
事業費 (連たん家屋)	市補助金	① , 000 円	補助対象工事費	④ 円	工事概要
	自己資金ほか	② 円		円	
	計	③(①+②) 円	計	④ 円	
事業費 (一般)	市補助金	⑤ , 000 円	補助対象工事費	⑧ 円	工事概要
	自己資金ほか	⑥ 円	補助対象外経費 ()	⑨ 円	
	計	⑦(⑤+⑥) 円	計	⑩(⑧+⑨) 円	
交付を受けようとする補助金の額		①+⑤ , 000 円	補助事業の 完了予定期日	令和 年 月 日	
同上算出基礎		④ ① 円×0.5 = , 000 円 ※千円未満は切り捨て、上限 100 万円 ⑧ ⑤ 円×0.2 = , 000 円 ※千円未満は切り捨て、上限 10 万円			
その他		同意書、事業計画書、図面、連たん家屋が確認できる写真（家屋の正面写真。隣地境界と家屋が接していない場合はその距離を明示）等 必要書類を添付			

(上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約)

- 補助金を暴力団の活動に使用しません。
- 補助金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、補助金の交付の決定を取り消され、又は交付を受けた補助金を返還することを承諾します。

☐ 上記について誓約します。(□にレ点を記入してください。)

(補助対象家屋が準防火地域であることの確認)

☐ 上越市地図情報サービス「eマップじょうえつ」で補助対象家屋が準防火地域内にあることを確認しました。

(審査欄)

補助金の名称	上越市住宅リフォーム 促進事業補助金	交付決定額	， 0 0 0 円
所在地コード	底地番	建築確認申請	
		要 ・ 不要	

※審査欄は、申請者において記載しないこと。

同意書

(宛先) 上越市長

上越市住宅リフォーム促進事業補助金（連たん家屋防火対策）交付申請内容の確認のために必要があるときは、住民登録の状況、市税等の納税状況、公共下水道等への接続状況、固定資産税の課税状況、市の他の制度の活用状況について上越市が関係当局に照会を求めることに同意します。

令和 年 月 日

住 所

上越市

同意者

事業計画書

[illegible]

※1 工事等内容欄については、別途、工事前写真及び図面等を添付ください。

※2 施工業者欄については、契約ごとに記入してください。

誓約書

(宛先) 上越市長

上越市住宅リフォーム促進事業補助金（連たん家屋防火対策）の交付申請にあたり、現在、対象住宅に居住していませんが、リフォーム工事完了後、事業実績報告までに住民登録し定住することを誓います。

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

建築証明書

建築主の住所	
建築主の氏名	
建築物の所在	
住 宅 の 種 別	
工 事 完 了 年	
備 考	

上記のとおり、建築したものであることを証明します。

令和 年 月 日

(施工業者) 住 所
氏 名
電話番号

印

上越市住宅リフォーム促進事業補助金（連たん家屋防火対策）変更交付申請書

次のとおり変更交付くださるよう申請します。

令和 年 月 日

(宛先)上越市長

申請者	住所	〒			
	(ふりがな) 氏名又は名称				
	電話番号				
補助事業の 目的及び内容		居住環境の向上を図るため住宅のリフォーム工事を行うもの			
	収入		支出		
	区分	金額	区分	金額	説明
事業費 (連たん家屋)	市補助金	① (,000円 ,000円)	補助対象工事費	④ (円 円)	工事概要
	自己資金ほか	② (円 円)			
	計	③(①+②) (円 円)	計	④ (円 円)	
事業費 (一般)	市補助金	⑤ (,000円 ,000円)	補助対象工事費	⑧ (円 円)	工事概要
	自己資金ほか	⑥ (円 円)	補助対象外経費 ()	⑨ (円 円)	
	計	⑦(⑤+⑥) (円 円)	計	⑩(⑧+⑨) (円 円)	
変更交付を受けよう とする補助金の額		①+⑤ (,000円 ,000円)	補助事業の 完了予定期日	令和 年 月 日	
同上算出基礎		④ $\text{円} \times 0.5 = \text{円}, 000$ ※千円未満は切り捨て、上限 100 万円 ⑧ $\text{円} \times 0.2 = \text{円}, 000$ ※千円未満は切り捨て、上限 10 万円			
その他		変更後または減額分の見積書の写し及び図面等を添付			

※ 事業費の各金額欄の上段には、今回変更する金額を記入すること。
下段の () には、変更前 (=当初申請時) の金額を記入すること。

(審査欄)

補助金の名称	上越市住宅リフォーム 促進事業補助金	交付決定額	, 0 0 0 円
所在地コード	底地番	建築確認申請	
		要 ・ 不要	

※審査欄は、申請者において記載しないこと。